

# 名古屋日独協会会則

昭和 43 年 5 月改正

昭和 44 年 4 月改正

昭和 48 年 4 月改正

平成 3 年 4 月改正

平成 10 年 5 月改正

平成 15 年 5 月改正

平成 22 年 4 月改正

## 1. 名称及び事務所

第 1 条 本会は名古屋日独協会と称する。

第 2 条 本会の事務所は愛知県豊明市沓掛町田楽7窪 1-98 藤田保健衛生大学医療科学部臨床生化学教室内におく。

## 2. 目的

第 3 条 本会は、文化及び産業における日独両国間の関係を助長し併せて、両国民の親善を図ることを目的とする。

## 3. 事業

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日独両国間の産業及び文化の交流
- (2) 日独両国間の産業及び文化に関する調査研究
- (3) 会員相互間の連絡協調
- (4) 日独両国間の親睦交歓のための事業
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

## 4. 会員

第 5 条 本会の会員は、通常会員、家族会員、学生会員、特別会員、名誉

会員及び維持会員とする。

通常会員は、本会の目的に賛同し所定の申し込み用紙によって申し込み、会長が承認した者とする。

家族会員は、通常会員の家族で本会の目的に賛同し所定の申し込み用紙によって申し込み、会長が承認した者とする。

学生会員は、高等学校、専門学校、大学及び大学院に在学している者で、本会の目的に賛同し所定の申し込み用紙によって申し込み、会長が承認した者とする。

特別会員は常任幹事会の議を経て会長が推薦する。

名誉会員は、本会の発展に功績のあったもので、常任幹事会の議を経て、会長が承認する。

維持会員は、法人会員とし、常任幹事会の議を経て、会長が承認した者とする。

但し、法人会員は、会費一口毎に代表者 2 名を指名することができる。

## 5. 役員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
運営委員	若干名
監 事	2 名
常任幹事	若干名
参 与	若干名

会長及び副会長は、運営委員会において互選する。

運営委員及び監事は、総会において選任する。

常任幹事は、運営委員会において選任する。

参与は、会長が委嘱する。

第 7 条 会長は、本会を代表しこれを主宰する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代表する。

運営委員は、重要な会務を審議する。

監事は、会計を監査する。

常任幹事は、会長及び副会長を補佐し会務を処理する。

参与は本会の運営に参加する。

第8条 役員の任期は、1年とする。

但し、重任を妨げない。

## 6. 会 議

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

第10条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。

総会に附議する事項は、次の通りとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業報告
- (3) 会則の変更
- (4) 運営委員及び監事の選任
- (5) その他重要な事項

第11条 運営委員会は、会長が随時招集する。

運営委員会に附議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画
- (2) 常任幹事の選任
- (3) 総会に附議すべき事項
- (4) その他重要な事項

第12条 会議の議事は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

## 7. 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄附及びその他の収入金をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 会員は次の区別により、会費を納めなければならない。

通常会員	年額	6,000円
家族会員	年額	3,000円
学生会員	年額	2,000円
維持会員	年額一口	20,000円以上